

長浜市と長浜警察署及び滋賀文教短期大学との
交通安全推進活動に関する連携協定書

平成27年8月12日

長浜市と長浜警察署及び滋賀文教短期大学との
交通安全推進活動に関する連携協定書

長浜市（以下「甲」という。）と長浜警察署（以下「乙」という。）及び滋賀文教短期大学（以下「丙」という。）は、次のとおり、市内の交通事故防止に向けた各種交通安全思想の普及啓発事業を展開するため、交通安全推進活動に関する連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が、交通事故防止のために一体となって活動し、市民の交通安全意識及び交通マナーの向上を図ることで、市民等が交通事故のない安心して生活できる地域社会の実現に向けて協力していくことを目的とする。

（協力、支援の内容）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事業の計画、実施等について連携し、協力するものとする。

- （1）子どもや高齢者の交通事故防止に関する事業
- （2）交通安全情報の発信に関する事業
- （3）その他甲、乙及び丙が協議して必要と思われる事業

2 甲及び乙は、丙が前項の連携と協力から行われる活動を滞りなく実施できるよう次に掲げる支援及び措置を行うものとする。

- （1）交通安全や交通事故防止に係る情報の提供及び共有を行うこと。
- （2）交通安全推進活動に従事するうえで必要な研修を行うこと。
- （3）所定の研修を受け、交通指導員として活動に従事する者を委嘱すること。
- （4）活動時における受傷事故その他の事故防止について、万全を期すこと。

3 丙は、甲及び乙から前項に係る支援等を受けたときは、必要に応じ学内において活動するための体制を構築するものとする。

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から1年間継続するものとし、その後期間満了3カ月までに申し出がないときはさらに1年間その期間を延長し、以降この例によるものとする。

（協議）

第4条 本協定の目的の達成に向け、適宜、協議を行うこととする。本協定の改廃につい

ても、甲乙丙協議のうえ行うものとする。

- 2 本協定書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、都度、協議のうえ決定するものとする。

上記の協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、3者署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年8月12日

甲 滋賀県長浜市八幡東町632番地

長 浜 市 長

藤井勇次

乙 滋賀県長浜市八幡中山町300番地

滋賀県長浜警察署長

小泉辰夫

丙 滋賀県長浜市田村町335番地

学校法人 松翠学園

滋賀文教短期大学 学長

松本淳文